

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2016年2月19日

アジアネットワーク通信

ろさない ころされない ころさせない 【第13号】



1/28

不当判決！

司法は首相の靖国参拝を戦争準備と認識せず

【判決言渡し】

一月二十八日（木）判決前、九時二五分からマスコミによる原告団入廷シーンの撮影。

一〇時、いよいよ判決の言渡し。

佐藤裁判長は「主文、原告らの請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告らの負担とする」と主文を読み上げた後、要旨を読み上げた。

要旨は、靖国神社の特殊性もある程度認め、首相の参拝の影響力も一定認めながらも、結局のところ、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活に対して圧迫、干渉を加えるような性質ではなく」そのことは「内閣総理大臣の地位にある者が靖国神社を参拝した場合においても異なるものではない」とし、よって被侵害利益はないとした二〇〇六年の最高裁判決を援用し、

憲法判断から逃げ、原告の訴えを棄却しました。しかも、さらにたちの悪いのが、小泉首相靖国参拝違憲訴訟で違憲判決を勝ち取った原告の期待権侵害の訴えに対しては、最高裁判決は「錦の御旗」として援用して

おきながら、首相の靖国参拝違憲訴訟の福岡地裁・大阪高裁の違憲判断については、「裁判所の判断は、その後の社会・経済情勢の変動や国民の権利意識の変動等によって変わることもあり得る」から「期待権が法的に保護される利益ではない」などと述べ、あげくの果ては、安倍首相の談話をそのまま鵜呑みし「安倍首相は平和を祈念するために靖国神社を参拝した」とし、「その布教や宣伝のために参拝したのではない」と安倍首相を全面的に擁護する始末。まさに「最初に結論ありき」丸出しで、それに無理やりこじつけるために論理の矛盾もおかまいたす。

予め「垂れ幕係り」に指名されていた私は、判決要旨の読み上げを最後まで聞くまでもなく、この最悪の判決結果を支援者のみなさんやマス

コミに伝えるべく法廷の外へ出たのでした。

【判決後の記者会見】

判決後の記者会見では、原告団、弁護団から次々と失望、怒りの声が出されました。

まず、小泉靖国参拝違憲訴訟で福岡地裁で違憲判決を勝ち取った木村真昭さんは、「福岡地裁では、裁判所は、原告らはこういう形でしか訴えることができなかったんだと原告の訴えをくみ取ってくれた。ところが、今日の判決は安倍首相の代弁をしている。われわれが主張した（違憲判決に対する）期待権について、裁判所は、違憲判断も社会・経済情勢によって変わるなどと言っているが、憲法とはそんなものか。せめて、司法の意地をみせてほしかった」。松岡さんは、「裁判所は憲法を守るところとちがうのか、と落胆した。安倍首相も平和を祈念しているといふのは承服できない」、〇〇さん（仮名）は若者として「憲法「改正」の

時代への危機感からこの訴訟に加わったが、判決では、憲法判断は社会情勢によって変わるなどと言っているが、じゃ、戦争になったら裁判所は戦争も認めるのか。たいへん憤りを感じる」。

また、弁護士から、中島弁護士は、「裁判所は憲法判断から逃げていた。今回の判決では首相の靖国参拝が合憲になりうることでおわせる極めて後退的な判決だ」。加島弁護士は、「今日の裁判所は憲法判断を回避した。それは我々が考える裁判所の良心からずいぶんかけ離れている」。そして、原告団事務局の菱木さんは「自分では、（首相の靖国参拝に対して）合憲判断はできないくせに、「裁判所の判断は社会・経済情勢の変化によって変わり得るなど」といいかげんなことを述べているのには腹が立つ」と怒りを表しました。

【判決報告集会】

この日、午後六時半からエル大阪において判決の報告集会が開かれました。

まずは、中島弁護士から判決の要旨の解説がありました。

判決では、被侵害利益はないとい

うことで、いきなり憲法判断を避けてしまっている。そうしたもののだから、小泉首相靖国参拝違憲訴訟での違憲判断に対する期待権については「首相の靖国参拝違憲判断もその後の社会・経済情勢の変動により裁判所の判断が変わることもあり得る」と無理をしてしまっている。

また、平和的生存権については、イラク派兵違憲訴訟名古屋高裁ではつきり権利として認められているにもかかわらず、平和のうちに生存する権利の具体的な内容は曖昧不明確であり裁判所に対して損害賠償や差止めを求めることができるまでで解することはできないとした。

判決は、最初から結論を決めつけた上で書かれており、靖国参拝も安倍が「過去の痛切な反省に立って、二度と戦争を起こしてはならないと考えている」と言っているので、靖国神社の布教、宣伝に利用したものと解されないとし、これまでの裁判所の判断よりずっと後ろ向けに流れていつてしまっている。と解説。

田中伸尚さんによる講演、

「未来を拓く靖国訴訟」

その概要はだいたい以下のとおりです。

私は、今の社会情勢はほとんど絶望的だと思っています。しかし、全くあきらめてしまつてはそれこそ国家の思うつぼです。そういった、九パーセント絶望的なこの社会情勢の中で、私は靖国訴訟に望みを持っています。これからも望みをかけてやってゆきたいと思っています。

私はこの間の安保法案反対のデモに参加する中である青年が語った「今から三〇年たっても（すなわち戦後一〇〇年）憲法九条を掲げてゆきたい。そのために今ここに立っている」という言葉に感動しました。

私は二〇〇七年有事立法で「戦後」は終わってしまうのではと思っていました。しかし、彼の言葉から私は「戦後を終わらせない」という意思をくみ取りました。

未来を拓くために想像力の射程を伸ばしてゆくには過去に学ぶしかありません。過去の中に未来がある。

安倍首相は「戦後レジウムからの脱却」という言い方をし、中曽根元首相は「戦後政治の総決算」という言い方をしていました。その思想の方向を神社本庁が「日本会議」の中心となつて進めてきました。それと反対方向の動きをしてきたのが靖国訴訟です。

政教分離訴訟が始まったのは、一九六五年の津地鎮祭訴訟で、その後、



判決後の記者会見



怒りの不当判決

山口自衛官合祀訴訟、そして、一九七七年には愛媛玉串料訴訟で画期的な最高裁判決が出ます。

この間、自民党は靖国神社国家護持運動をすすめてきましたが、それを断念し、首相の公式参拝運動に方向転換してきました。

そして、それらの動きに対し、岩手靖国訴訟、中曽根首相靖国参拝違憲訴訟、小泉首相靖国参拝違憲訴訟等が提起されてきました。

その後、さらに訴えの根拠も政教分離だけでなく、個人の自己決定権、平和的生存権等多様化、深化し、二〇〇六年には合祀取消訴訟も提起され、一方、政教分離訴訟では、「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟も提起されました。

戦後の市民とは、目の前の理不尽に対してだまっていけない人であり、そういう人が多くはないにしろ登場してきたと言えるでしょう。それらの人は国家に簡単には動員されない「明治天皇制レジウム」から脱却し

た市民で、弁護士と協働で活動してきました。

靖国訴訟にはそういった「戦後の精神」が詰まっています。愛媛玉串料訴訟はひとつのモニュメントですが、靖国訴訟はまだまだ未完です。

戦後一〇〇年までに憲法改正も出てくるでしょうが、靖国訴訟をどうできるか。

「首相の靖国参拝は違憲」という最高裁判決が出ればと期待します。

(以上)

この田中伸尚さんの講演の後、まだ発言していなかった弁護団の方々からひとことずつコメントをいただきましたが、その中で、大川弁護士は、今までの首相の靖国参拝訴訟の判決では、原告の主張するのは単なる「怒り、不快感、憤り」にすぎないとしていたが、今回はその内、「不快」しか書いていない。満身の「憤り」をもって控訴審に臨みたいと決

意表明。われわれ原告団も全く同感です。今回の「最悪」の判決に対する怒りをバネに控訴審にのぞみましょう。原告以外の方も今後ともよりいっそうの支援をよろしく願います。

高橋 靖



藤色の毛糸帽がよく似合う田中伸尚さんと集会の様（100名近い参加者でした）



控訴しました!!

二月九日、さっそく大阪高裁に控訴手続きを済ませました。台湾原告二九名を含む三八八名の控訴人です。この「不当判決」を粉々に打ち砕くために、これから高いハードルを一つ一つ丁寧にクリアしていきます。詳細は次号通信より順次報告いたします。私たちに怒りはあっても敗北感はない！次の世代に「ころさない・ころさせない」社会を手渡すために。ともに、しぶとく頑張っていきましょう！



傍聴記 その一
靴こそ投げつけなかったけど…

山本博樹

思わず、怒鳴ってしまった！

「そんなんやったら、裁判所はいらんやないか！」誰かも「お前ら憲法で判断するんと違うんケ」

「時代で判断が変わる」と裁判長が読み上げた途端、原告、傍聴席は爆発した！

「ハヤシ ジュンの『社会通念』といっしょやんケ。」

「お前ら、アベの補完物か！アベにおもねるな！」

「お前らに、司法の良心・意地はないんか」と。糾弾の矢が飛び続けた！

（一回、「静かにしてください」とサトー裁判長は言っただけで、『退廷命令』はよう出さんかったではないか。）

こんなこと、初めてでした。いつも、判決を言い渡すと、奴らは、ただちに、そそくさと後ろのドアから出ていくのに！今回は、呆然と立ち尽くしたまま、アベにおもねることに腐心で、民衆の側に寄り添う司法の本旨本懐の微塵もない哀れな姿を晒していた。

▼判決は「棄却」でした。（争点を検討するまでもなく本件請求に理由がないからと

（その理由）

①アベはただ単に、参拝しただけで、しかも、「二度と戦争を起こしてはならない」と説明しているのだから、アベの参拝は権利侵害などしていいし、戦争準備などしてはいないと立憲主義を次々と破壊するアベを擁護しウソに加担した。

②福岡地裁の小泉の違憲判決は、「その後の社会情勢、国民の権利意識の変化」でこれから変わる（合憲）こともあるのだと、アベの行為は合憲と憲法判断を避けながら暗に言ったに等しい。

③平和的に生存する権利（憲法前文・平和的生存権）も内容が不明確とした

④ヘイトスピーチがアベのヤスクニ参拝を勢いづかせている証拠はないとした。

控訴し、アベとヤスクニを問い続ける！沢山の控訴理由ができた（中島弁護士弁）

夜の噛み砕き集會で

▼古川佳子さん（元箕面忠魂碑訴訟原告）が、日本人の怒りには芯が

ない！私は、母の「これにます悲しき事の何かあらん亡き子二人を返せこの手に」を思うとき、声を上げ続けることで必ずこの指にとまってくれる人はいると。

▼田中伸尚さんは

「火山島」の主人公の言葉をひいて「天が崩れても這い出る穴は必ず見つかる、ヤスクニ訴訟はその穴だ」と。

傍聴記 その二

ヒラメ！ヒラメ裁判官……！

北川敏雄

安倍晋三の靖国参拝違憲訴訟判決は、全く許しがたい！

一月二八日、大阪地裁大法廷で佐藤哲治裁判長は判決文を読み上げた。その前段の表情は、本当に不当判決を下す裁判長の顔と言うべき、ガチガチの表情をしていた。

主文、原告らの請求をいずれも棄却する、と告げた。私は、思わず「ヒラメ！ヒラメ裁判官」と叫んでしまった。それぐらい、怒りが湧いてきたのです。

これまでの原告側の主張をどこまで聞いてきたのか、あるいは原告本人尋問をどう受け止めたのか、そのことの怒りがこみ上げました。

▼ボクはフィリピンの人びとのことを思い出していました。子を寝かしつけるとき、フィリピンでは今も「良い子で寝ないと、日本軍がやってくるよ！」という。

二〇一六年一月二八日
（この日、高浜原発再稼働前日と謝罪なき天皇のフィリピン訪問中）

そして、結局自分の頭で考えることを放棄し、現状追認こそ保身と考えた結論以外に何ものでもないと考え、ついつい上司の顔色を伺う上向きの目しか持たない魚のヒラメを思いついたのです。

ただ、後で原告仲間から「上滑っていて、人に分らんやろ！」と言われてしまいました。

その判決理由でも、最高裁判決を持ち出し、「人が神社に参拝することと自体、信教の自由を圧迫、干渉を加えるのではなく、総理大臣が参拝したとしても原告らの利益を侵害するものではない」などとして、全く憲法判断をせず、逃げの判決を下しました。

そして、福岡地裁違憲判決や大阪

高裁違憲判決について「その後の情勢や国民の意識の変化などで、裁判所の判断は変わりえる」などと言つて、その根拠に踏み込んだ判断を全くしなかったのです。

あるいは、原告側からの平和的生存権が侵害される、との主張についても、全く考慮しなかった。本当に許しがたい判決でした。

そんな判決に、傍聴席から多くの怒りの声が佐藤哲治裁判長と二人の陪席裁判官に飛んだ。「今後、戦争への道が進んだとき、あなた方は責任が取れるんですか！」という女性の声など、法廷は怒りに包まれました。

そんな傍聴席に向かって、佐藤哲治裁判長は「裁判が終わりましたから、退廷してください」と言つて、立ち尽くしていたのが印象的だった。さつさと奥に帰らず、何ゆえ立ち上がった傍聴者が退廷するまで見ていたのか。

私は、この判決では原告が納得せず怒りの声が続くだろう、と裁判長そのものが考えた。だから、全員退廷するまで自分が指揮をとろうと考えたと思ったのです。

憲法二〇条の信教の自由や、国及びその機関はいかなる宗教的活動もしてはならない、に反するのです。全く憲法判断すらせず、まさに、憲

法の番人たる裁判所の機能を放棄した、としか言いようがない。

私は、このような裁判官の自己保身からしか出せなかった判決を絶対に許してはならない、と考えます。憲法判断をすれば、違憲と言わざるを得ず、その憲法判断から逃げ続けた大阪地裁佐藤哲治裁判長判決を許さず、控訴して闘うべきだと考えます。

戦争法が強行採決された今こそ、私たちは持続した声を発していく必要があると考えます。それにしても、ひどい判決でした。



傍聴抽選を待つ人々、黒背広の日本会議の面々も多数

DVD「靖国の檻」 あらためてお薦め！！

2006年8月、我が国の裁判史上初めて、靖国神社を相手取って戦没者の合祀取り消しを求めた裁判が提訴された。

この歴史的な裁判の意味と原告の内面を描いたドキュメンタリーです。8人の原告は、この裁判をいかに闘ってきたのか。そして己が内面といかにして向き合ってきたのか。

大阪靖国合祀取り消し訴訟原告団団長菅原龍憲が、関西、四国、北陸に暮らす原告を訪ね、その内面に鋭く切り込んだ渾身のロードムービー。

今、「日本人」が問われる。

ドキュメンタリー映画『靖国の檻』(DVD・上映時間65分)

★すでにお持ちの方は周りのお友達、職場の仲間等々にお薦め下さい。今回は特別

◆◆ 頒価 ￥1000 ◆◆

事務局までFAXでお申し込み下さい。

06-7777-4925



事務局よりのお知らせ

★「噂」の最悪判決の要旨は別紙同封いたしました。判決本文とほとんど変わりありません。

(本文はホームページ掲載)

★二審の弁論開始は夏頃でしょうか？決まり次第通知いたします。

★一審終了までの会計報告、別紙で同封いたしました。あらためて財政でもの支えを感謝いたします。まだまだこれからです、一審に引き続き傍聴、支援、よろしくお願いいたします。

靖国神社「合祀取消要求行動」

今年も行う予定です、身内が勝手に靖国神社に合祀され、「戦争神社の神」にされているのは耐えがたい。「靖国神社」に「NO！」の意思表示をしませんか？「合祀取り消し要求書」の提出、直接神社に意思表示など。

今年の行動予定が決まりましたら追ってお知らせします。裁判だけでなく、様々な抵抗を試みたいですね。共に！

抗議 声 明

安倍首相靖国神社参拝違憲訴訟 大阪地裁不当判決に抗議する

本日大阪地裁は、安倍靖国参拝違憲訴訟に対して極めて不当な判決を出した。判決は、小泉首相靖国参拝違憲訴訟の 2006 年最高裁判決にいう、「人が神社に参拝をしても他人の権利を侵害することはない。これは内閣総理大臣が靖国神社を参拝したとしても変わりがない（取意）」をなぞるだけのものであった。

しかし、ここにいう「人」は、違憲の戦争法をゴリ押しし、憲法そのものにも敵対しこれを破壊する意図を明確にしている内閣総理大臣の安倍晋三である。「神社」は、殺し合いを強いられた人を天皇に忠義を尽くした人として顕彰し未来の戦死を誘導する靖国神社である。このことを踏まえれば、これを「人が神社に参拝する行為」と一般化同列化することができないことはだれが見ても明らかなことである。安倍靖国参拝はそれが単に政教分離規定に反する違憲行為として内心の自由等の権利を侵害するのみならず、いわば戦争準備行為なのであり、平和的生存権も侵害する行為である。

判決は、安倍靖国参拝の意味をこれら客観的に明らかな証拠を検討することなく、「平和を祈念した」と称する参拝後の安倍談話を長々と引用して権利侵害はないと損害賠償の請求を棄却した。

また、首相の参拝が違憲であることは 2004 年小泉首相靖国参拝違憲訴訟福岡地裁判決が明確にしている。

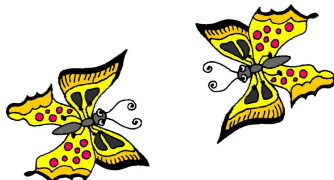
福岡地裁は、判決文の中で未来の参拝を差し止めるためにあえてこの判断をしたと述べている。私たちの訴訟団には、この判決を受けて損害賠償請求を断念した原告も含まれている。この人たちには、憲法尊重擁護義務を負う内閣総理大臣に対する（二度と参拝しないという）期待権が存在する。

大阪地裁はこの期待権侵害を否定する理由として「その後の社会・経済情勢の変動や国民の権利意識の変化等によって裁判所の判断が変わることもあり得る」からというとんでもないことを言っている。次つぎに憲法秩序を破壊する現政権に媚を売るのみならず、行政の違憲行為をチェックするという司法の責任を今後も放棄する用意を恥じらもなく述べているのである。

私たち原告一同は、このような不当な判決を到底受け入れることはできない。断固抗議するとともに、控訴し闘いを持続することを宣言する。

2016年1月28日

安倍首相靖国神社参拝違憲訴訟・関西 原告団一同



「戦争放棄」は戦死者の声なき声

【朝日新聞】
首相の靖国参拝訴訟、
原告側が控訴大阪高裁に
2／9（夕刊）
安倍晋三首相の靖国神社参拝（2013年12月）は憲法の政教分離原則に反すると訴え、国内外の765人が首相と国、神社に1人1万円の慰謝料と参拝差し止めを求めた訴訟で、うち388人が9日、憲法判断に踏み込まず請求を全面的に棄却した1月28日の大阪地裁判決を不服として大阪高裁に控訴した。
地裁判決は、小泉純一郎元首相の参拝をめぐる最高裁判決（06年）と同様、「人の参拝で不快感を抱いても法的利益の侵害として直ちに損害賠償を求めることはできない」などと指摘し、原告の訴えを退けた。